

島根県在宅保健師等の会「ぼたんの会」会則

(目的)

第1条 島根県在宅保健師等の会（以下「この会」という。）は、これまでの豊富な経験を地域の健康づくりに活かし、地域に根ざした保健活動を基盤に、住民の心と体の健康づくりを支援するとともに、会員相互の親睦を図る。

(事務局)

第2条 この会は、事務局を島根県国民健康保険団体連合会に置く。

(会員)

第3条 この会の会員は、島根県内に居住する在宅保健師・看護師等で、第1条の趣旨に賛同する者とする。

(事業)

第4条 この会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域における保健・福祉活動の支援
- (2) 研修会の開催並びに情報交換
- (3) 会報の発行
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) その他、目的を達成するため必要な事項

(総会)

第5条 毎年度1回以上総会を開催する。

- 2 総会において、会則の変更、その他必要な事項を決議する。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 7名（別表の区分から各1名）
- (4) 監事 2名

- 2 会長及び副会長は役員会で選出し、監事は会長が指名する。

- 3 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員会)

第7条 この会に役員会を置き、事業の企画、事業執行に伴う関係機関との連絡調整を行う。

(経費)

第8条 この会の運営に要する経費は、会費、補助金等をもって充てる。
2 会費は、年2,000円とし、当該年度の6月30日までに納入する。

(会計監査)

第9条 この会の運営に要する経費については、会計監査を行う。詳細については「ぼたんの会役員確認事項」にて定める。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成13年5月15日から施行する。
この会則は、平成15年5月12日から施行する。
この会則は、平成17年5月17日から施行する。
この会則は、平成18年5月30日から施行する。
この会則は、平成19年6月4日から施行する。
この会則は、平成21年5月30日から施行する。
この会則は、平成25年5月17日から施行する。
この会則は、平成27年5月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
この会則は、平成29年5月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(別表)

地区名	区 分	幹事数
松 江	松江市・安来市	1
隠 岐	隠岐郡	1
出 雲	出雲市	1
雲 南	雲南市・仁多郡・飯石郡	1
大 田	大田市・邑智郡	1
浜 田	浜田市・江津市	1
益 田	益田市・鹿足郡	1
合 計		7